

資料 3 - ①

下水道使用料減免に係る関係規定抜粋

小金井市下水道条例（昭和 4 4 年条例第 3 3 号）

（使用料の減免）

第 1 6 条 市長は公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

小金井市下水道条例施行規則（昭和 4 4 年規則第 2 2 号）

（減免の対象）

第 3 3 条 条例第 16 条に規定する公益上その他特別の理由があると市長が認めるときとは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 街路又は公園（有料を除く。）等に設置されて公衆の用に供される公衆便所、公衆水飲せん、噴水泉等を単独で排除する下水その他公益上特に市長が必要と認めた下水を排除する場合
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により生活扶助を受ける者、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）により児童扶養手当の支給を受ける者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）により特別児童扶養手当等の支給を受ける者又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）により遺族基礎年金を受ける者のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 28 条第 1 項の規定に該当するもの（旧母子福祉年金又は旧準母子福祉年金受給者）が下水を排除する場合
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に定める病院が下水を排除する場合。ただし、国又は地方公共団体の経営するものを除く。
- (4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 1 号から第 7 号まで、同条第 3 項第 2 号から第 11 号までの事業を行う施設及びこれに準ずる施設が下水を排除する場合。ただし、国又は地方公共団体の経営するもの並びに単なる相談、連絡及び助成事業のみを行う施設を除く。
- (5) 生活保護法により教育扶助、住宅扶助及び医療扶助を受ける者が下水を排除する場合
- (6) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項により身体障害者手帳の交付を受ける者又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 11 号に定める寡婦で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用しているものが使用者とし

て下水を排除する場合。ただし、他の者の扶養親族になつている者を除く。

- (7) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）第 3 条により愛の手帳の交付を受ける者のいる世帯で、世帯主の前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している者が使用者として下水を排除する場合
- (8) 世帯員全員の前年度の市民税所得割が非課税であり、かつ、第 35 条の規定により申請をする者が他の者の扶養親族になつていない 65 歳以上の者のみの世帯で、水道メーターを当該世帯単独で使用している者が使用者として下水を排除する場合。この場合において、当該世帯に 65 歳未満の同居者があるときは、当該同居者の前年度の市民税所得割が非課税である場合に限り、当該世帯は 65 歳以上の者のみの世帯とみなす。
- (9) めつき業を専業として営む者が下水を排除する場合
- (10) 別表に定める業種を営業する者が下水を排除する場合
- (11) その他市長が特に必要と認めた場合

（減免使用料の範囲）

第 34 条 前条各号のそれぞれの場合において減免使用料の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に該当する場合は、下水道使用料の全額
- (2) 前条第 2 号及び第 5 号から第 8 号までに該当する場合は、1 月につき基本使用料の額
なお、共同住宅等で 1 下水道内に減免該当世帯がある場合においても、その該当世帯について同様とする。
- (3) 前条第 3 号及び第 4 号に該当する場合は、下水道使用料の 20 パーセント
- (4) 前条第 9 号に該当する場合は、1 月につき 200 立方メートルを超える下水道料金の 20 パーセント
- (5) 前条第 10 号に該当する場合は、1 月につき 40 立方メートルを超え 200 立方メートル以下の排出量について、1 立方メートルにつき 10 円

（減免の申請）

第 35 条 前条の規定による下水道使用料減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（様式第 25 号）を提出しなければならない。ただし、その者が東京都給水条例施行規程（昭和 33 年東京都水道局管理規程第 1 号）第 22 条の 2 に規定する基本料金等免除申請書を東京都水道事業管理者

に提出したときは、本条に規定する下水道使用料減免申請書の提出があつたものとみなす。

(減免の中止又は取消し)

第36条 この規則により、減免の適用を受けている者が減免の対象に該当しなくなつたときは、減免の適用を中止し、また虚偽の申請の事実が判明したときは、直ちに減免の適用を取り消すことができる。

小金井市下水道使用料減免取扱要綱（平成16年11月8日制定）

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市下水道条例施行規則（昭和44年規則第22号。以下「規則」という。）第33条第4号から第8号までに掲げる場合の審査基準及び減免に必要な手続等について定めることを目的とする。

(審査基準)

第2条 規則第33条第4号から第8号までに掲げる場合の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 規則第33条第4号の「これに準ずる施設」とは、無認可保育所であつて、居宅部分と保育所部分の使用水量が明確に区分できる施設をいう。
- (2) 規則第33条第5号から第8号までの場合については、次の要件を満たすものとする。

ア 規則第35条に規定する申請をした者（以下「申請者」という。）が住民基本台帳に記録され、世帯主（これに準ずる者を含む。）として主として、その世帯の生計を維持するものであること。

イ 申請者の世帯が単独で下水道を使用していること。

(申請及び決定)

第3条 市長は、規則第35条に規定する申請を受けたときは、速やかに要件等を審査し、下水道使用料減免（承認・不承認）決定通知書（様式第1号）により通知しなければならない。

(変更の届出)

第4条 申請者は、その理由、申請内容等に変更がある場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(減免の適用)

第5条 減免の適用は、申請のあった月の翌月から適用するものとする。ただし、やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

2 減免の適用を受けている者は、翌年度の初日においても申請内容に変更がない場合は、翌年度に係る申請書の提出を省略することができるものとする。この場合において、市長は、第3条に定める下水道使用料減免（承認・不承認）決定通知書により、減免の決定通知をするものとする。

(減免の方法)

第6条 当該年度検針分の使用料を取りまとめ、翌年度に一括還付する方法により減免するものとする。

2 市長は、前項の規定により減免額が確定した場合は、速やかに下水道使用料減免額確定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(減免の中止及び取消し)

第7条 市長は、規則第36条の規定による減免の中止又は取消しを行った場合は、速やかに下水道使用料減免（中止・取消し）通知書（様式第3号）により通知しなければならない。